

平成 21 年 4 月 27 日

規 制 改 革 会 議  
議 長 草 刈 隆 郎 殿

療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の  
改正案について（回答）

厚生労働省保険局  
局長 水田 邦雄

平成 21 年 4 月 21 日付けでいただいたご質問について、別添のとおり回答いたします。

**質問の1①について**

- 1 オンライン請求への移行期限等については、厚生労働省や審査支払機関において、説明会の開催、三師会開催の研修会での説明、パンフレットの配布等により、周知を図ってきたところであるが、三師会等から、費用対効果に見合わないなどの理由からオンライン請求に対応できず、地域医療の崩壊への懸念が繰り返し表明されてきたところである。
- 2 厚生労働省としては、これらの懸念に対し代行送信等の対応策を講じてきたところであるが、結果として、3月末時点で期限を守れなかった薬局、病院が生じたことについて、極めて遺憾であると考えている。今後、これらの薬局等や、来年度以降に期限を迎える医療機関等に対して、審査支払機関等の関係者と十分連携を図りながら、早期の実態把握、指導の徹底を図る方針である。

**質問の1②及び質問2について**

- 1 今回、約2600の薬局、約220の病院がオンライン請求できないことにより、診療報酬が支払われないこととなった場合、資金繰りの悪化等から、地域医療に重大な影響を与えることが懸念される。このため、オンライン請求できないところに限り、緊急避難的に、オンライン請求の準備が整うまでの間、義務化を猶予し、診療報酬が支払えるようにすることが必要と判断し、省令改正を行うこととしたものである。
- 2 仮に、やむをえない事情がある薬局等に猶予対象を限定することとした場合、現実の問題として、審査支払機関において、5月上旬において、20万を超える医療機関等から請求を受け付ける過程で、やむをえないかどうかを判断し、確認の上、受け付けることは極めて困難である。また、紙レセプトの場合、請求受付後、まもなく、保険者ごとに請求の仕分けが行われるため、受け付けてしまった後で、やむをえない事情があるかどうか時間をかけて判断し、その後、やむをえない事情がない特定の請求だけを除外することは困難である。  
その一方で、やむをえない事情がないとされた場合、その結果は、診療報酬が支払われないという当該薬局等にとって極めて重大な影響を及ぼすもの

である。

- 3 したがって、今回の省令改正においては、診療報酬の請求の受付時点では、理由による差異を設けることなく、オンライン請求ができない薬局等については、猶予することとし、その後、早急に、オンライン化に対応できない理由や今後の予定等、具体的な状況を把握し、繰り返し指導の徹底を図ることとし、繰り返しの指導に従わないという客観的な事実をもって、猶予期限後に診療報酬は支払わない対象となる薬局等を特定することが適当と判断したものである。
- 4 実態把握、指導、設備の導入等の準備に必要な期間として、実態を見極め、半年以内を目途に実現するよう、猶予期限を設定し、設定された期限以降、指導に従わない薬局等については、原則どおり診療報酬は支払わない方針である。

#### 質問の3

- 1 ご指摘のように、期限に間に合わなかった薬局等について、期限延長することは、義務化を遵守した薬局等との間で均衡を欠くとの指摘がある一方で、約 2600 の薬局、約 220 の病院に診療報酬が支払われない結果、資金繰りの悪化等により、事業の継続が困難になる等地域医療に重大な影響を与えることが懸念される。
- 2 これを比較考量し、後者に十分配慮せざるをえないと判断したものである。
- 3 なお、設定された猶予期限以降、指導に従わない薬局等については、原則どおり診療報酬は支払わない方針であることは前に述べたとおりである。

#### 質問の4

- 1 義務を履行していない個別の企業等の公表を行う場合には、一般にはそれは社会的制裁となることから、法律上の根拠が必要と考えられるところ。
- 2 オンライン請求の義務化期限に間に合わなかった医療機関・薬局については、その名称の公表に関する法律上の規定はなく、公表は困難である。

#### 質問の5及び6

期限に間に合わなかった薬局等については、再度、今回のように期限猶予措置を講ずることが必要とならないよう、次のような方針で指導の徹底を図ることとする。

- ① 5月分の診療報酬請求後、可及的速やかに、義務化期限を守れなかった薬局等に対し、オンライン化に対応できない理由や今後の予定等を書面で提出させ、個別事情を把握する。
- ② その後も、原則、毎月診療報酬請求時に、オンライン請求に向けた進捗状況等について、書面により確認し、書類を提出しない、今後の予定が未定である等、問題のある薬局等については、国において、審査支払機関と連携を図りつつ、繰り返し指導を行うとともに、猶予期限徒過後は診療報酬が支払われないことについて十分警告を発する。
- ③ 実態を見極め、半年以内を目途に実現するよう、猶予期限を設定し、設定された猶予期限以降、指導に従わない薬局等については、原則どおり診療報酬は支払わないこととする。

#### 質問の7

- 1 遅くとも改正省令公布日までには、パブリックコメントに寄せられた意見概要及びそれへの回答について公表したいと考えている。

#### 質問の8

- 1 3月31日に閣議決定された「規制改革推進3か年計画（再改定）」において、「地域医療の崩壊を招くことのないよう、自らオンライン請求することが当面困難な医療機関等に対して配慮する」こととされたことを受け、具体的にどのような配慮を行うべきか、与党における検討状況も踏まえつつ、検討をしていくこととしている。
- 2 上記検討も踏まえながら、今回のように緊急避難的な期限猶予措置を講ずることが必要とならないよう、次のような方針で、今後、具体的な対応を検討する。
  - ① 22年4月に期限を迎える医療機関について、診療報酬請求時に、オンラ

イン請求化の予定等に関する書面を提出させるなどの方法により、年度の半ばから、期限を迎える医療機関の実態を月次で把握することとする。

- ② 書類を提出しない、今後の予定が未定である等、問題のある医療機関について、早い段階から、審査支払機関から勧奨を行うとともに、勧奨に応じない医療機関については、国が直接指導する。繰り返しの指導にかかわらず従わない医療機関については、猶予期限徒過後は報酬が支払われないことについて十分警告を発する。
- ③ 上記のような取り組みを効果的に進めるため、関係者からなる推進体制を構築することを検討する。